

インドでの石炭輸送における誤渡し

こちらは、英文記事「[Misdelivery of coal shipments in India](#)」（2019年2月15日付）の和訳です。

誤渡しのクレームでは、船荷証券原本が提示されずに貨物の引き渡しがされるケースに潜むリスクが浮き彫りになります。



最近 Gard には、インドの港での石炭貨物の誤渡しに対するクレームがかかわる事例が何件か報告されています。

この問題の貨物は複数の港で積載され、2018年上半期にインド向けに輸送されました。インドに到着後、貨物は補償状（LOI）と引き換えに荷受人に引き渡され、船荷証券原本は提示されませんでした。関与している銀行は、彼らが貨物の購入資金を融資し、船荷証券原本の所持人であると主張しています。

銀行のクレーム額は各事例につき数百万米ドルに上ります。多数のクレームが提起され、船舶の差し押さえ命令がシンガポール裁判所に申し立てられています。

船荷証券の原本が提示されず、荷送り人または用船者からの補償状（LOI）と引き換えに貨物を引き渡すことは業界の多数の取引で比較的良好に見られる慣習です。ところがこれは、貨物クレームに対する P&I カバーに影響を及ぼしかねないリスクの高い慣習です。

この対象貨物を輸送した可能性のあるメンバーの方は、Gard のクレーム担当者にご相談ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。